

動薬協会発 166 号
令和 3 年 1 月 6 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公印省略)

山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う飼養衛生管理の再徹底等について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（2 消安第 4378 号）がありましたので、お知らせします。

2 消 安 第 4378 号
令和 2 年 12 月 29 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う
飼養衛生管理の再徹底等について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御
了知の上、豚熱発生予防対策の再徹底等につき御協力方よろしく申し上げます。

2 消安第 4378 号
令和 2 年 12 月 29 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の患畜確認に伴う
飼養衛生管理の再徹底等について

令和 2 年 12 月 25 日に山形県で、また、同月 29 日には三重県で豚熱ワクチン接種養豚場における豚熱の患畜が相次いで確認されたところです（国内 60 例目及び 61 例目）。

これまで累次にわたりお伝えしておりますが、豚熱ワクチンを接種していても全ての豚が免疫を獲得できているわけではなく、また、全ての子豚に適切な時期に豚熱ワクチン接種をすることは困難を伴うことから、豚熱ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在します（別添参照）。このことは、今回の山形県及び三重県における豚熱の患畜確認事例からも明らかです。

令和 2 年 9 月の群馬県における豚熱ワクチン接種農場での発生事例の際にも周知・指導をお願いしていますが、ワクチン接種の有無にかかわらず、家畜防疫の基本は飼養衛生管理基準の遵守徹底になります。このため、養豚場に対して次の事項について速やかに地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等により再度周知・指導の徹底をお願いするとともに、次の点に留意の上、今後の発生予防対策の徹底を重ねてお願いします。

1 飼養衛生管理基準の遵守の再徹底及び進捗・指導状況の報告

- (1) 野生いのししからの豚熱の侵入を防止するとともにアフリカ豚熱に対する防疫を強化するために、豚等の飼養施設における飼養衛生管理基準の遵守の再徹底（車両・物や畜舎周囲の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持込み防止の徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止等）を改めて指導、不備がある場合には早急に改善すること。
- (2) また本年 11 月 1 日より施行となった野生動物対策としての農場周囲における柵や防鳥ネットの設置による侵入防止対策については、「豚及びいのししの飼養農場における野生動物の侵入防止対策に係る対応状況調査について（依頼）」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 消安第 2102 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知。）に基づき、毎月 1 日に調査結果を更新し、貴都道府県の全養豚農場等における新基準への対応が完了するまで進捗状況を御報告いただいているところ。今般の豚熱続発を踏まえ、緊急的に対策を強化する必要から、本調査と併せて確実な対策の実施に向けた指導をお願いすることとし、このため、令和 2 年 1 月分の報告以降については、これまでの進捗状況に加え指導状況についても別添様式に記入することとし、1 月分については 1 月 15 日（金）までに確実に報告すること。

2 早期発見・早期通報

- (1) 防疫指針第4の2の(3)に定める食欲不振や死亡頭数の増加等の豚熱の特定症状を豚等の所有者、獣医師等に対して改めて周知徹底し、当該症状を呈している豚等を発見したときは、家畜保健衛生所に速やかに届け出るよう改めて指導すること
- (2) 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第4の1に基づき豚等の所有者、獣医師等から異状豚の発見の届出を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当課に報告するとともに、その後の正確な情報収集や陽性判定時に備えた速やかな準備を行うなど、迅速かつ的確に初動対応を実施すること。

以上

豚熱ワクチン接種農場における飼養衛生管理の重要性

- ①ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではないこと、②全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難であることから、ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在。
- このため、ワクチン接種農場においても、豚熱ウイルスの農場侵入防止のための、飼養衛生管理の徹底と豚に異状がみられた場合の早期通報が必要不可欠。

①免疫付与率80%

■ ワクチン接種をしても全ての豚が免疫を獲得できるわけではない。

- ・ ワクチンの抗体付与率は80～90%

②子豚

■ 全ての子豚に適切な時期にワクチン接種をすることは困難。

- ⑦ 母乳を通じて母豚から移行する免疫の量が多い期間は、接種してもワクチンウイルスが排除され、ワクチンの効果がない
- ④ 母豚から移行した免疫の量は漸減していくため、適切な時期にワクチンを接種すれば、効果が発現
・用法・用量では、1～2か月齢での接種を推奨
・現状、50～60日齢程度での接種が望ましい(牛豚小委議論)
- ⑧ しかしながら、個体によりワクチンの適切な接種時期に差異があることから、全ての子豚に適切な時期にワクチン接種することは困難

